

第4回 匠瑳市地域公共交通活性化協議会及びパブリックコメントでの意見とその対応について

番号	第4回匠瑳市地域公共交通活性化協議会での意見 (書面開催)	意見に対する対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の中に、利便性向上とありますように、運行ダイヤ及びルートの見直し（朝は特に時間を短く）、また、運行情報の周知徹底をして、利便性向上に向けて取り組み強化をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を参考とさせていただき利便性向上に取り組んでまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 市内循環バス再編の導入方針の②利用が少ない見込みの路線は車両の小型化を検討するとありますが、利用者が少ない路線だけではなく、運転手の立場から狭い区間や、危険な箇所の多い路線についても小型化を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおり利用者が少ない見込みの路線という視点だけではなく、狭い区間や、危険な箇所の多い路線といった点も考慮して車両の小型化を検討しています。
3	<ul style="list-style-type: none"> デマンド型交通のエリア区分に関しては、北部と南部に分けても交通空白地区は優先予約できるなど、検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を参考とさせていただき検討してまいります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 国の計画策定の手引きの中で、「実際に利便増進事業を行う時点のみではなく、利便増進計画に位置付けられた事業により事業実施後の地域旅客運送サービスを維持する期間についても含めて定める」と記載がありますので、可能であれば、コミュニティバスの再編実施日、デマンド交通の運行開始日についても記載してはいかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスの再編実施日、デマンド交通の運行開始日については、案29頁の「5 実施予定期間」の事業開始年月日に記載した日を予定しています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 特別意見はありませんが、市内循環バスの見直しに当たっては、市民の皆様からの意見をしっかりと集約し、実施前に問題があれば必ず解決してから実施してもらいたいですし、万が一、実施後に問題があった場合も同様に、対応等を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を参考とさせていただき課題等の対応に取り組んでまいります。
6	<ul style="list-style-type: none"> 1頁「実施区域」について 利便増進実施計画の実施区域は、基本的には「匠瑳市全域」でよいが、利便増進事業の対象路線である「飯高・豊和循環」は一部香取市に、同じく「椿海循環」は一部旭市に跨っており（バス停あり）、香取市及び旭市との調整・連携が必要である。 そのため、『ただし～検討の対象に含める。』といった抽象的な記載ではなく、より具体的に、『利便増進事業の対象路線である「飯高・豊和循環」及び「椿海循環」については、香取市及び旭市と十分な調整・連携を図る。』といった文言に修正してはどうか。 また、隣接市に跨る路線の再編を行うということは、当該隣接市の住民にも影響が生じることとなるため、当該市も匠瑳市活性化協議会に委員として参 	<ul style="list-style-type: none"> 案1頁の(2)を変更。 旭市に意見照会を行い、当該実施計画（素案）に対して同意を得ております。 香取市に意見照会を行い、協議を続けて

	画し協議することが望ましいが、それが難しい場合は、オブザーバーとして招聘し意見を聴取するか、文書により当該実施計画の内容について意見照会し「支障ない」旨の回答を得るか、いずれかの方法により、関連する当該市の同意を得ることが必要である。	おります。
7	<ul style="list-style-type: none"> 1 頁「計画期間」について 1 頁の「計画期間（令和 4 年度～）」と 26 頁「事業予定期間（令和 5 年度～）」の記載があるが、法定記載事項としては後者の「事業予定期間」のみであり、計画期間の記載については不要。当該計画を認定するにあたっては、計画に記載の事業に対する認定となることから、計画期間＝計画に記載の事業の期間であり、令和 4 年度中に予定している関連事業があるのであれば、計画に記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間については、法定記載事項ではないことから削除。
8	<ul style="list-style-type: none"> 利便増進事業の実施主体について 4 頁～の「市内循環バスの再編」については、運行事業者名の記載があるが、19 頁～の「デマンド型交通の導入」については、運行事業者名の記載が無い。 利便増進計画の認定申請を行うのであれば、デマンド型交通の実施主体は法定記載事項であり、定められていないことは法第 27 条の 17 第 2 項第二号「地域公共交通利便増進実施計画に定める事項が地域公共交通利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。」に抵触しうる（事業者が未定では、事業実施までに委託先が決定できない場合や、実施主体として不適格である場合も想定される）ため、実施主体を明記していただきたい。 （いったん計画を策定し、その後実施主体が決定した段階で計画を一部改定し、国に認定申請をすることも可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 案 22 頁の（2）を変更。
9	<ul style="list-style-type: none"> 市内循環バスの再編について 6 頁～16 頁で、ルート設定の考え方が示されているが、系統図が変更後のものだけでは、具体的にどの区間が廃止になるのか、どうルートが変わるのかが伝わらないため、系統図は変更前と変更後を並べて示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 案 8 頁、案 11 頁、案 13 頁、案 16 頁、案 19 頁を変更。
10	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画 80 頁では、『評価手順及び運行継続条件は令和 3 年度に策定予定の「匠瑛市地域公共交通利便増進実施計画」で検討』と記載しているが、素案を拝見すると評価手順や運行継続条件に関する記載が無いとため、交通計画との整合をとるため、何らかの説明を付記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 案 34 頁に追記。

11	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画 69 頁「③公共交通と福祉交通施策との役割分担の明確化」においては「公共交通と福祉交通施策との役割分担を明確化し、効率的な運行を目指すことが必要」との記載、同計画 80 頁「【事業 1】市内循環バスの再編」においては「市内循環バスについては、利便性向上と効率的な運行となるよう、地域交通利用料助成事業との役割分担を図りながら、現行の運行方式（定時定路線型、バス車両）だけでなく、乗合タクシー（ワンボックス車両など）やデマンド型交通など新たな交通手段との組合せを視野に入れた再編を検討」との記載があるが、実施計画素案ではその役割分担について十分な説明がないように見受けられる。 ・実施計画素案 3 頁に「市内循環バスのルート縮小に伴い、新たに交通不便地域が生じるため、デマンド型交通を導入する」とあるが、この記載だけでは、市内循環バスが走っていない地域のみならず、市内循環バスが走っているエリアをもデマンド型交通の範囲とする理由の説明にはなっていない。 ・また、同じく実施計画素案 3 頁「地域交通利用料助成事業の対象者は、75 歳以上の市内循環バスの利用が困難で、自動車やバイクの運転免許証を持たない方で、移動手段がないため、デマンド型交通に利用が集中する可能性もあることから、地域交通利用料助成事業を併用し運用」とあるが、利用の集中に関してはデマンド型交通の車両数を増やして対応することも可能であるとも思料され、重複して運用する必要性の説明としては不足しているので、説明を付記していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案 3 頁を変更。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・28 頁「7. 事業の効果」について事業の効果について、アウトカム指標（事業実施主体が起こす変化）については定量的に記載されていますが、アウトプット指標（市民・利用者に起きる変化）についても、地域公共交通計画との整合を図り、同計画で掲げていた数値目標（利用者数、サービス満足度等）を踏まえて追加記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案 32 頁に追記。

番号	パブリックコメントでの意見	意見に対する対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者救済のため、戸口から乗降ができ、安くして便利なデマンドタクシーを一日も早く運行して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 2-3において、デマンド型交通の導入を掲げております。 御意見を参考とさせていただき、デマンド型交通の導入に取り組んでまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 循環バスに関して、通勤・通学に使いやすいダイヤ設定もして欲しい。 デマンド型交通の利用予約にインターネット予約の選択肢を追加してもよろしいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を参考とさせていただき、検討してまいります。 デマンド型交通の近隣市町の利用状況を見ますと、高齢の方の利用が多いことから、インターネット予約につきましては、導入後の利用状況を見ながら検討してまいります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の日曜運休について観光資源へのアクセス、公共施設の開館等を考えた場合、公共交通が日曜日は全面的に運休というのは再度検討の余地があるのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> 平日に比べて利用が少ない日曜日は、循環バスやデマンド型交通は運休となりますが、少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的で柔軟に対応可能な補完公共交通のタクシーの御利用をお願いいたします。